

東舞鶴高校浮島分校体育施設（体育館）開放について

京都府立東舞鶴高等学校長

健康で活力ある生活を営むためには、日常活動におけるスポーツ活動を活発にする必要があります。そこで、京都府教育委員会は京都府立学校の体育施設を学校の教育活動に支障のない範囲で開放し、府民のみなさんのスポーツ活動に利用していただいております。

本年度から東舞鶴高校浮島分校においても下記のとおり体育館を開放します。

1 利用できる団体

- 浮島分校の学校開放運営協議会に登録された、スポーツ活動を目的とした成人を責任者とする10人以上の団体

2 利用できる施設

- 体育館

3 利用の手続き

- (1) 浮島分校の学校開放運営協議会に登録申請書を提出し登録をします。
- (2) 学校開放運営協議会を経由して、府教育委員会に使用許可申請書を提出し、利用の許可を受けてください。
- (3) 学校開放施設使用許可書に記載された許可条件や、「京都府立学校体育施設開放御利用のしおり」に書いてあることを守って利用してください。
- (4) 使用者は、照明使用に係る電気代の実費相当額が必要となります。
- (5) 使用許可は、他の目的で緊急に使用するときや許可の条件に違反する行為があるときは、取り消されることがあります。

4 利用できる日

- | | | |
|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| <input type="radio"/> 6月27日（月） | <input type="radio"/> 9月26日（月） | <input type="radio"/> 11月28日（月） |
| <input type="radio"/> 7月4日（月） | <input type="radio"/> 10月3日（月） | <input type="radio"/> 12月5日（月） |
| <input type="radio"/> 7月11日（月） | <input type="radio"/> 10月17日（月） | <input type="radio"/> 12月12日（月） |
| <input type="radio"/> 9月5日（月） | <input type="radio"/> 10月24日（月） | <input type="radio"/> 1月23日（月） |
| <input type="radio"/> 9月12日（月） | <input type="radio"/> 11月21日（月） | <input type="radio"/> 1月30日（月） |

5 利用できる時間

- 午後1時30分～4時30分

6 問い合わせ・受付場所

- 京都府立東舞鶴高等学校浮島分校 事務室 TEL 0773-62-0536